


令和8年度 此花区社会福祉協議会広報誌「此花区社協だより」 ポスティング業務 仕様書

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・此花区社会福祉協議会広報誌「此花区社協だより」第96～99号のポスティング
ポスティング回数	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回 ①第96号 令和8年7月ごろ発行 ②第97号 令和8年10月ごろ発行 ③第98号 令和9年1月ごろ発行 ④第99号 令和9年3月ごろ発行
部数について	<ul style="list-style-type: none"> ・基準部数は令和7年度の配付実数を参考とし、約35,800部 ・ポスティング部数は納品前に本会へ通達すること →広報誌は別途制作委託業者より納品予定 ・配付終了後の残部数については本会へ報告及び返送すること
金額について	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスティング部数とその都度変更となる場合を想定し、1部単価での年間契約とし、各回の配付完了後に配付実数の請求書を本会へ送付すること ・1部単価の基準額は9.5円（税抜き）とする【昨年度実績を基に算出】 【参考】9.5円（ポスティング単価）×配付実数+消費税=1回の請求額
広報誌仕様	<p>タブロイド判（約405×270） マットコート57 4ページ ※4つ折の状態（下記画像のとおり）で納品予定</p> 

<p>配付について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付は発行日から約1週間の期間とする →期間変更の場合は都度調整する ・ 配付区域は此花区内の有人の世帯及び事業所 →ドアポストまで配付及び集合住宅の場合は集合ポストへの配付 ・ 1世帯又は1事業所ごとに1部配付とする ・ 配付する広報誌に破損等がある場合は新しい広報誌を配付 ・ 配付するスタッフは本業務に専念し、身分証や名札等を着用すること また、配付中は市民に対し常に親切、丁寧な対応に努めること
<p>その他注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合住宅や寮で管理人等がいる場合は事前に配付についての了承を得ること ・ 郵便物以外の配付不要などの表示がある場合は配付しないこと ・ 配付先より配付不要の申し出があった場合は本会へ報告すること ・ 本会が指定する期間より前には配付しないこと ・ 業務上での事故等の一切の責任と損害賠償については本業務の受託者が負担すること ・ 本業務を通じて知り得た情報は第三者へ漏らしてはならない ・ 受託者は大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない
<p>委託期間</p>	<p>令和8年7月1日～令和9年3月31日</p>